

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 産業廃棄物（塩化カリウム、硫酸アンモニウム）処分業務委託 塩化カリウム1,120トン及び硫酸アンモニウム2,000トン
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 落札者の処理施設
- (5) 入札方法 (1)の件名で1トン当たりの処理単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続又は更生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (4) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 業務委託仕様書に示す全ての業務を自ら行うことができ、又は一部の業務を適切に再委託することができる者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室災害廃棄物処理技術担当 電話番号019-629-6942（入札説明書は、平成25年11月8日から同月12日までの日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に定める県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで交付する。なお、郵送による申請書類の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年11月20日午後2時 岩手県庁13階P-1会議室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成25年11月19日午後5時までに(1)の場所に到達するように送付すること。）

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額に1(1)の数量を乗じた金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。その他の方法については、入札説明書による。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を平成25年11月12日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければ

ばならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Disposal industrial waste about 3,120 tons (Potassium chloride 1,120 tons and ammonium sulfate 2,000 tons)

- (2) Time-limit of tender:

2:00 p.m., 20, November, 2013 (By postal mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 19, November, 2013)

- (3) Contact point for the notice:

Special Office for Waste Disposal, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-6942